

平成31年度 第1回

西ノ島町 地域おこし協力隊募集要項



【平成30年度採用 地域おこし協力隊、地域おこし協力隊OB】

人口減少、高齢化等の進行が著しい西ノ島町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活力の維持・強化につなげるため、地域活動に取り組む「地域おこし協力隊員」を以下のとおり、募集します。

海や山に囲まれた自然豊かな島で「理想とする暮らしや生き甲斐」を発見し、「自身の才能・能力を活かした活動」に取り組んでみませんか。

1. 募集概要

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住の方で、住所を西ノ島町に異動することができる方
- (2) 普通自動車免許を持っている方または採用までに取得予定の方
- (3) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル）ができる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

2. 活動

隊員は地域の実情に応じて、西ノ島町役場等と連携しながら3ページ目以降に記載のような活動を行います。

1年目は相談に応じて期間を定め、年内に複数の活動を行っていただく場合もございます。

また、活動終了後の起業を目指して、隊員の特性に合わせた活動等を相談しながら行って頂く予定です。

3. 応募手続き

- (1) 応募受付期間

平成30年10月15日（月）～平成30年11月30日（金）到着分まで

- (2) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可）
- ・レポート（A4で書式自由。800字程度）

テーマ：「地域おこし協力隊の活動で活かしたい自分の能力」

- (3) 提出方法

提出書類を封入した封書に「地域おこし協力隊応募」と朱書きし、下記提出先まで提出して下さい。

- (4) 提出先

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地 西ノ島町役場 産業振興課

4. 選考方法

- (1) 1次選考

書類選考のうえ、審査結果を応募者全員に文書で後日通知します。

- (2) 2次選考

1次選考合格者を対象に、西ノ島町役場で面接審査を実施します。

面接は12月上旬～12月中旬を予定しています。

詳細につきましては、1次選考の審査結果の通知時にお知らせします。

2次選考の結果は、文書で後日通知します。

5. 共通事項

(1) 雇用形態・期間

- ア 嘱託：西ノ島町の嘱託職員として、西ノ島町長が任命します。
雇用期間は平成31年採用（委嘱）の日から平成32年3月31日までとし、以降1年単位（年度ごと）で更新し、最長で3年まで延長する場合があります。2年目以降、起業や定住に要する時間を設けるため雇用形態等は相談可とします。
- イ 委嘱：西ノ島町地域おこし協力隊として委嘱します。（雇用関係なし）
委嘱期間は平成31年委嘱日から平成32年3月31日までとし、以降1年単位（年度ごと）で更新し、最長で3年まで延長する場合があります。2年目以降、起業や定住に要する時間を設けるため雇用形態等は相談可とします。

(2) 賃金

- ア 嘱託：月額154,200円（平成30年4月1日時点）
（賞与年2回、通勤手当、時間外勤務手当）
- イ 委嘱：日額9,000円（平成30年4月1日時点）

(3) 待遇・福利厚生等

- ア 嘱託
- （ア）社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。
 - （イ）住居は町が準備する住宅へ居住していただきます。家賃は予算の範囲内で町が負担します。
 - （ウ）転居に係る費用、家財道具、光熱水費や使用料、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
 - （エ）活動に必要な経費は西ノ島町が予算の範囲内で負担します。
- イ 委嘱
- （ア）社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）には加入しませんので、国民健康保険、国民年金に加入してください。
 - （イ）住居は町が準備する住宅へ居住していただきます。使用料は予算の範囲内で町が負担します。
 - （ウ）転居に係る費用、家財道具、光熱水費や使用料、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
 - （エ）活動に必要な経費は西ノ島町が予算の範囲内で負担します。

(4) 勤務日・勤務時間・休日等

- ア 嘱託
- 勤務日は原則週5日勤務とし、勤務時間は1日7時間45分を基本とします。始業・終業時間等は活動状況により変動します。休暇等のその他勤務条件等については、町が定める西ノ島町

嘱託職員取扱要綱に準じます。ただし、休日等に活動した場合は代休対応となります

イ 委 嘱

活動は、概ね週4日程度とし、1日の活動時間は概ね7時間としますが、活動の開始時間・終了時間等は活動状況により変動します。

(5) その他

雇用形態が嘱託職員の場合原則、副業（営利企業等の従事）は認められていませんが、あらかじめ首長の許可を得た上で、定住につなげるための、地域おこしの活動の延長として認められる仕事であれば、副業を行うことができます。

5. 活 動

(1) 雇用形態 : 嘱 託

NO	活動内容
1	<p>島に「笑顔」を与える映像制作活動</p> <p>平成30年度4月にスタートした公営ケーブルTV【西ノ島チャンネル】の番組企画、取材、撮影、編集、放送等に係る活動。</p> <p>島の行事イベント、文化、地域や個人で面白い活動をしている方などへの取材を基に映像を制作。</p>
2	<p>島の特産品を全国に発信！ふるさと納税PR活動</p> <p>平成29年度約3,500万円のご寄附を全国各地からいただいた本町のふるさと納税。</p> <p>受付業務をはじめ、寄附受付サイトの更新、パンフレット等のデザイン、新たなお礼の品を地元の業者さんと作る等の活動。</p> <p>地元の業者さんや寄附者様とコミュニケーションを取りながら、西ノ島の特産品をPRしてみませんか。</p>
3	<p>農林水産業の振興に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に係る取組の企画、運営 ・新規就業者の支援 ・農林水産物のPR活動 ・A級グルメ活動に関する業務 ・「西ノ島町海藻類加工施設」での、流通、販売に係る取組の企画、運営 など
4	<p>地元食材を使用した料理等の商品開発に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元食材を使った料理、商品づくりの開発 ・地元の食材、料理に関する情報発信 ・起業に向けた宿泊施設等での調理研修 ・A級グルメ活動に関する業務
5	<p>教育魅力化コーディネーター活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまっこ留学のPR、運営、相談 ・しまっこ留学による移住に係る業務 ・公営塾の講師、ふるさと学習、キャリア教育に関する業務 など
6	<p>学校支援員活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西ノ島小学校、西ノ島中学校での学級サポート業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・西ノ島小学校、西ノ島中学校での学校校務員業務 など
7	<p>子育て支援員活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の親子が交流できる居場所づくり、子育てに関する相談の受付等 ・保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る活動（放課後児童クラブ） ・放課後児童クラブと連携し、放課後や休日を利用した居場所づくり、親子で楽しくふれあいながら学べる体験活動等（放課後子ども教室）
8	<p>公共機関等での調理活動</p> <p>町内の公共機関等において給食等の調理活動。など</p>

(2) 雇用形態 : 委 嘱

NO	活動内容
1	<p>未来の造船業の担い手の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造船作業（FRP製）や修理作業 ・船舶に関する技術習得 ・造船事業等に関する情報発信 他